

浜田市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数は次のとおりである。

令和8年6月1日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡本 正博

直接請求の種類	根拠法令	50分の1、6分の1 又は3分の1の数
市条例の制定・改廃の請求	地方自治法第74条第1項	
市の事務並びに市長及び市の教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法定に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第75条第1項	(50分の1) 811人
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項	
合併協議会設置協議を選挙人の投票に付する請求	市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項	(6分の1) 6,754人
市議会解散の請求	地方自治法第76条第1項	
市議会議員の解職の請求	地方自治法第80条第1項	
市長の解職の請求	地方自治法第81条第1項	
副市長・市の選挙管理委員及び監査委員の解職の請求	地方自治法第86条第1項	(3分の1) 13,508人
市の教育委員会の教育長・教育委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項	